

第4章 運営体制の構築

4-1 学校開設段階の運営体制の基本的考え方

(仮称)練馬区農の学校の運営にあたっては、農業者、JA 東京あおば等の調整を円滑に行うとともに、人材育成・活用に農業者等の要望を取り入れるため、農業者、JA 東京あおば等の関係者や区民、団体、区、事務局の相互調整の場として、運営協議会を設置します。

事務局については、区、農業者、JA 東京あおば、民間事業者等と連携を図りつつ、安定的に運営を行えるようにするため、(仮称)練馬区農の学校がめざす人材育成・活用の仕組みの運用に関わる十分な知識・経験を有する団体・事業者等への委託を予定します。

(仮称)練馬区農の学校開設から一定期間が経過した段階で、事務局への修了生の参画を進め、修了生が運営に関わる体制づくりをめざします。

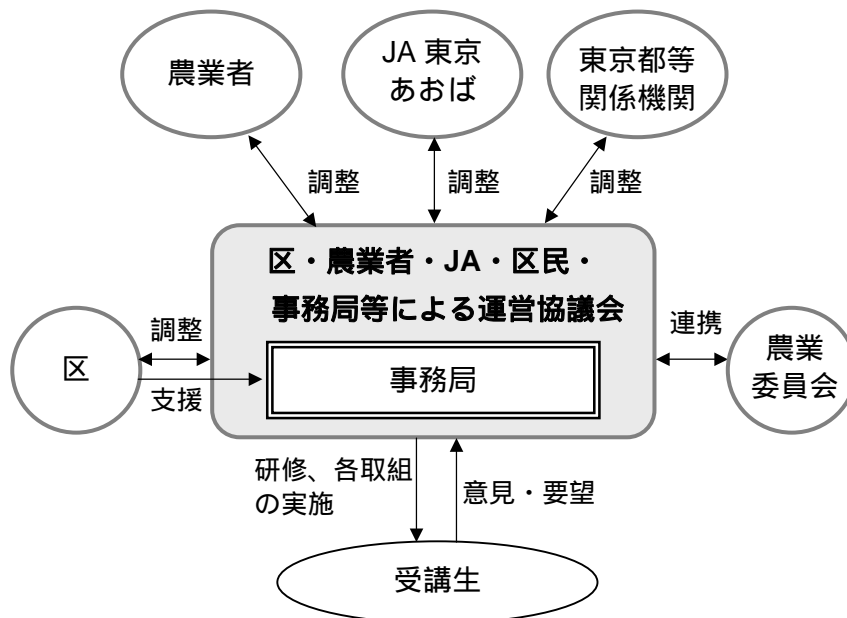


図 4-1-1 (仮称)練馬区農の学校の運営体制

4-2 運営の進め方

(仮称)練馬区農の学校の運営は、以下の(1)~(5)を基本として進めます。

なお、人材育成・活用の取組を進める際には、(仮称)ねりま区民大学との連携を検討します。

(1) 運営協議会

年3回程度を基本として、区が設置・運営を行います。

各回の主な検討事項は、以下を想定します。

年度当初：当年度のカリキュラムの検討

中間時：春から夏にかけてのカリキュラムの実施報告と後期のカリキュラムの確認

年度末：年間の実施報告、次年度の予定等

このほかに、事務局選定時、その他必要が生じた場合に運営協議会を開催します。

なお、運営協議会の設置にあたり、区は学校開設前年度中に準備会を設立します。

(2) 事務局の委託

事務局は、(仮称)練馬区農の学校がめざす人材育成・活用の仕組みの運用に関わる十分な知識・経験を有する団体・事業者等への委託を予定します。

(3) 実習・講習、その他(仮称)練馬区農の学校が行う活動の企画立案・運営

実習・講習、その他(仮称)練馬区農の学校が行う活動は、基本計画及び実施計画を踏まえた詳細案を運営協議会において検討し、講師の確保などの調整を行います。これをもとに、事務局が実習・講習の運営等にあたります。

なお、講師の確保にあたっては、運営協議会に参加する農業者、JA 東京あおば、各関係機関等とも協力して、区内の農業者をはじめとする多様な人材を活用します。

(4) 中核拠点における施設、農場の維持管理

中核拠点として整備した施設や研修圃場の維持管理は事務局が行うものとし、実習・講習等の運営に支障がない状態を維持するものとします。

(5) 人材活用に関する仕組みの検討及びコーディネート

「2-4 人材活用に関する取組」に示した内容を踏まえ、運営協議会で人材活用の仕組みを検討し、事務局が人材の登録、マッチング、仲介等のコーディネートを行います。

4-3 運営に関わる各主体の役割

(仮称)練馬区農の学校の運営に関わる主体(図4-1-1参照)は、それぞれ下記の役割を担うものとします。

表 4-3-1 各主体の役割

主体	役割
運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営に関わる事項の協議・決定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 実習・講習等の内容 ▶ 人材活用に関する仕組み ▶ その他(仮称)練馬区農の学校が拠点となって行う活動
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・活用に関する取組 ・中核拠点の施設、農場の維持管理
区	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会の開催・運営 ・中核拠点の整備
農業者 JA 東京あおば 東京都等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会への参加 ・(仮称)練馬区農の学校が行う活動への協力
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営への協力
受講生	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)練馬区農の学校の運営への意見・要望の提示 ・((仮称)練馬区農の学校開設から一定期間経過後)事務局の活動への参画

【参考】他自治体における農に関わる人材育成・活用の事業費

(1) 専用の圃場で実習等を行う事業

実施市区 事業名	概要	期間 回数	平成24年度 事業費(概算)	定員 受講料
国分寺市 市民農業大学	作付けから収穫までの一連の作業の体験学習 (修了後、受講生は農業ボランティアに登録)	4~12月 週3回	¥2,700,000	50名 ¥5,000
八王子市 はちおうじ農業塾	遊休農地活用支援事業の一環として、農家直営農園の利用、農作業の受託ができる農業技術と知識を身に付けた人材を育成	2年間 講義4回/年 実習概ね9回/年	¥4,000,000	18名 ¥40,000 (2年間分)
日野市 援農市民養成講座 「日野市農の学校」	市民がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得できる場として開設	1年間(1~12月) 講義1回/月 実習2~4回/月	¥1,000,000	20名 受講料なし
町田市 農業研修事業	新たな農の担い手の育成 (市街化区域外の遊休農地を活用できる人材の育成)	2年間 月4回(うち年4回程度座学)	¥3,000,000 ~¥4,000,000	13名(H25予定) ¥80,000 (2年間分)

(2) 農業者のもとで現場指導を行う事業

事業名	概要	期間 回数	平成24年度 事業費(概算)	定員 受講料
足立区 農業ボランティア	ボランティア育成を目的とした現場指導	5~12月 12回程度	¥120,000 (指導する農業者への謝礼)	15名程度 受講料なし
江戸川区 農業ボランティア	同上	4~11月 12回程度	¥400,000	42名(実績値) 受講料なし